

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付要綱

(目的)

第1 市は、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進するため、国の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)交付要綱」及び予算の定めるところにより、DV被害者等支援事業を行う民間の団体に対し、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2 この補助金の交付を受けることができる団体は次のいずれかとする。

- (1) 暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設であり、DV被害者等に対する保護を行う場（部屋）を有する、市内に活動拠点を置く団体
- (2) 居場所のない若年女性への居住場所の提供、及びDVからの避難後に支援を受けながら地域での自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を有する、市内に活動拠点を置く団体
- (3) 第1号及び第2号のほか、市長が別に定める条件を満たし市長が適当と認める団体

(補助事業等)

第3 補助金の補助事業、基準額、補助対象経費、補助額及び補助率は別表のとおりとする。ただし、本事業により収益が生じた場合は、補助対象経費からその収益に相当する額を減額し、算定された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前項の補助額の算定に当たっては、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、次に掲げる額の合計額に補助率を乗じて得た額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額するものとする。ただし、第4の規定による申請の時点において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- (1) 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課税仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額
- (2) 前号の金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額

(補助金の交付の申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、配偶者暴力被害者等セーフティネット

充実支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に市長が別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請の方法は、直接持参の方法により、先着順に行うものとする。
- 3 受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請を受け付けないものとする。

（補助金の交付の決定）

第 5 市長は、第 4 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

- 2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

（変更又は中止の申請）

第 6 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第 4 に準じて配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金変更・中止承認申請書（様式第 4 号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、その限りではない。

- (1) 事業の目的及び内容等の変更のうち、事業の基本的部分に関わらないもの
- (2) 経費の目的を実質的に変更するものではないもの

- 2 前項の規定による変更・中止承認申請があった場合、市長は第 5 に準じて決定の内容を変更し配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金変更・中止承認通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した翌日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 歳入歳出決算書（見込）抄本（内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第 8 市長は、第 7 の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を精査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の

額を確定し、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第9 第8の補助金確定通知書を受けたものは、配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（立入検査）

第11 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第14 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第15 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 16 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

(別表)
補助事業等

1 補助事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助額	5 補助率
D V 被害者等 への先進的な 支援事業	次の事業を行う場合 ①受入体制整備事業 ②専門的・個別的支援事業 民間シェルター等 1 か所当たり、年額317万9千円を上限とする。 ※1 上記金額には、事業管理経費として、①及び②に係る事業費の10%以内の金額を含むことができる。 ※2 年額20万円（事業管理経費を含む。）を下限とする。	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費等	国の「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱」に基づく交付額及び市予算の範囲内で別途示す補助基準額を超えない額	10/10

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

（申請先） 茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

※代表者氏名が自署の場合は、押印不要です。

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付申請書

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

1 事業の目的及び内容	
2 申請者の区分 (いずれかに☑を付けること)	☐ 消費税等の課税事業者 ☐ その他
3 事業の経費の使用方法	
4 事業の完了の予定期日	
5 事業の遂行に関する計画	
6 交付を受けようとする補助金の額	

様式第 2 号（第 5 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金は、
次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 3 号（第 5 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金については、次の理由により不交付とします。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

※代表者氏名が自署の場合は、押印不要です。

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金について、次のとおり変更・中止したいので申請いたします。

- 1 補助対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更・中止理由
- 4 変更・中止前交付決定額
- 5 変更・中止後交付決定額
- 6 差引増減額

様式第 5 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金は、次の条件をつけて変更・中止承認します。

条 件

交付決定額 円

変更・中止増減額 円

変更・中止交付決定額 円

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 6 号（第 7 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

※代表者氏名が自署の場合は、押印不要です。

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金精算額
- 4 申請者の区分 ※以下のいずれかに☑を付けること
□消費税等の課税事業者 □その他
- 5 補助事業の成果
- 6 添付書類

様式第 7 号（第 8 関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |
| 3 | 補助金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長 印

様式第 8 号（第 9 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

団体名

代表者名

印

配偶者暴力被害者等セーフティネット充実支援補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知を受けた配偶者暴力被害者等
セーフティネット充実支援補助金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 請求金額